

2019年2月4日

公認会計士 短答式試験対策シリーズ
ベーシック問題集・アドバンスト問題集 監査論 第11版
改正対応レジュメ（平成31年第Ⅱ回短答式試験対応）

監査基準については、平成30年7月5日、被監査会社又はその監査固有の事項を利用者に伝達するための記載となる「監査上の主要な検討事項」の導入を含め、監査報告書の構成と記載内容を見直す改訂が行われています。

この点、公認会計士・監査審査会から平成30年6月20日に平成31年第Ⅰ回短答式試験に係るものとして公表されていた出題範囲の要旨では、「ただし、現在、企業会計審議会において検討されている監査報告に係る監査基準の改訂については、出題範囲に含まれない。」とされていました。そのため、上記の問題集は、平成30年4月1日現在有効な法令等を前提としていることから、平成31年第Ⅰ回短答式試験までは、ご使用いただくに当たり特段の問題はありませんでした。

一方、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験に係る暫定版として平成31年1月18日に公表された出題範囲の要旨では、「なお、平成30年7月5日に企業会計審議会から公表された『監査基準の改訂に関する意見書』の内容は、出題範囲に含まれることに留意されたい。」とされました。

平成30年改訂監査基準は、早くとも平成32年3月決算に係る財務諸表の監査から適用するものとされる一方、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成31年4月1日現在施行（適用）のものとされています。そのため、解釈次第で、改訂前の基準を前提とした出題、改訂後の基準を前提とした出題、改訂前の基準と改訂後の基準の双方に係る知識が必要とされる出題のいずれもが想定されますが、改訂後の基準を前提とした場合には、上記の問題集をご使用頂くに際して一部読み替え等が必要となるため、以下の注意事項をご参照くださいますようお願いいたします。

＜ベーシック問題集＞

① 問題 27 (問題 p.28・解説 p.80)

記述アについて、監査報告書の基本的な記載区分は、「監査人の意見」、「意見の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」及び「監査人の責任」に改められます。改訂後の基準を前提とした場合、本記述は無視してください。

② 問題 29 (問題 p.30・解説 p.82)

記述アについて、「監査の対象」として記載される「監査対象とした財務諸表の範囲」は、「監査人の意見」の区分に含まれ、「監査の対象」として区分記載しないこととなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文冒頭の「監査の対象」は「監査対象とした財務諸表の範囲」と読み替えることとなります。

③ 問題 30 (問題 p.31・解説 p.83)

記述アについて、「監査の対象」として記載される「監査対象とした財務諸表の範囲」は、「監査人の意見」の区分に含まれ、「監査の対象」として区分記載しないこととなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文冒頭の「監査の対象の区分」は、「監査人の意見の区分」と読み替えることとなります。

記述イについて、「経営者の責任の区分」は、「経営者及び監査役等の責任の区分」に改められます。改訂後の基準を前提とした場合、問題文冒頭及び解説冒頭の「経営者の責任の区分」は、「経営者及び監査役等の区分」と読み替えることとなります。

記述ウについて、職業倫理に関する規定に従ったことを意見の根拠の区分に新たに記載することとなります。これによっても、記載区分は監査人の責任の区分ではないという意味で誤っている記述ですが、改訂後の基準を前提とした場合、本記述は無視してください。

記述エについて、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであることは、意見の根拠の区分に記載することとなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文冒頭の「監査人の責任の区分」は、「意見の根拠の区分」と読み替えることとなります。

④ 問題 38 (問題 p.39・解説 p.91)

〔監査報告書上の対応〕のうち、Aについて、継続企業の前提に関する事項は、追記情報としてではなく、独立した区分を設けて記載することとなります。改訂後の基準を前提とした場合、Aの記述中の「追記情報」は、「継続企業の前提に関する事項」と

読み替えることとなります。また、記述ウの解説 3 行目の「必ず追記情報を記載する」は、「必ず記載する」と読み替えることとなります。

＜アドバンスト問題集＞

① 問題 26 (問題 p.27・解説 p.103)

記述エについて、監査人は財務諸表について監査を行った旨は、監査人の意見の区分に記載されることとなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文 2 行目及び解説 1 行目の「監査報告書の冒頭」は「監査人の意見の区分」と読み替えることとなります。

② 問題 28 (問題 p.29・解説 p.105)

記述エについて、継続企業の前提に関する事項は、強調事項としてではなく、独立した区分を設けて記載することとなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文 3 行目の「強調事項区分を設けて」は「別に区分を設けて」と読み替えることとなりますが、問題 28 は追記情報をテーマとした出題であるため、改訂後の基準を前提とした場合、本記述は無視してください。

③ 問題 39 (問題 p.40・解説 p.116)

記述エについて、継続企業の前提に関する事項は、強調事項としてではなく、独立した区分を設けて記載することとなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文 3 行目の「情報として追記」は「別に区分を設けて記載」と読み替えることとなります。また、解説について、2 行目の「当該注記を強調事項として追記」は「継続企業の前提に関する事項を監査報告書に記載」、5 行目の「当該開示を追記」は「当該事項を監査報告書に記載」と読み替えることとなります。

④ 問題 40 (問題 p.41・解説 p.117)

記述エについて、継続企業の前提に関する事項は、強調事項としてではなく、独立した区分を設けて記載することとなります。改訂後の基準を前提とした場合、問題文 1 行目の「強調事項として追記」は「別に区分を設けて記載」と読み替えることとなります。

⑤ 問題 61 (問題 p. 62・解説 p.138)

記述アについて、「経営者の責任の区分」は、「経営者及び監査役等の責任の区分」に改められます。改訂後の基準を前提とした場合、問題文 2 行目の「経営者の責任の区分」は、「経営者及び監査役等の区分」と読み替えることとなります。

以上